

## 第 111 号議案

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 12 月 1 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

### 提案理由

子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）の一部改正に伴い、利用者負担額の算定における世帯の階層区分について変更する必要があるため、この案を提出するものである。

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成26年豊後大野市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2階層の項中「市町村民税非課税世帯」を「市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯を含む。)」に改め、同表第3階層の項中「市町村民税均等割課税世帯及び市町村民税所得割課税額30,000円以下」を「市町村民税所得割課税額30,000円以下」に改め、同表備考1中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改める。

別表第2備考1及び別表第3備考1中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成27年4月1日から適用する。